

自動車学校人材育成支援補助金交付要綱

（目的）

第1条 知事は、県内の交通事業者の運転手確保に係る運転免許を取得しやすい環境を整備するため、自動車学校に対し、自動車学校人材育成支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 自動車学校 道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の規定に基づき、公安委員会に指定された指定自動車教習所
- (2) 教習指導員 道路交通法第99条の3第4項に規定されている資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を行う者
- (3) 技能検定員 道路交通法第99条の2第4項に規定されている資格者証の交付を受け、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を終了した者に対し技能検定を行う者
- (4) 安全運転中央研修所 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）に基づき設置された自動車安全運転センターが運営する実践的、専門的かつ高度な安全運転技能・知識の研修を行う施設

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、沖縄県内にある自動車学校とする。

（補助対象事業及び補助対象経費等）

第4条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるところとする。

- 2 補助対象事業の対象期間は、交付決定日の属する年度の4月1日から同年度の3月末日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の交付額は、別表1に掲げる補助対象事業を実施する場合に、同表の補助対象経費欄に応じ、同表の補助基準額欄に掲げる額以内の額とする。この場合において、算出された額の合計額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（交付限度額）

第6条 知事は、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助金の交付決定）

第8条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切であると認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

（交付申請の取下げ）

第9条 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取り下げる場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付申請）

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により内容を変更して補助対象事業を行う場合は、変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の変更交付決定）

第11条 知事は、前条の変更申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、補助事業者に通知する。

（事業の中止等）

第12条 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日（教習指導員・技能検定員資格取得支援事業においては、資格審査の結果が判明した日）から起算して30日以内に、実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、第12条の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

（補助金の支払）

第16条 知事は、補助事業者から適正な請求書を受理した日から30日以内に補助金を支払うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金

請求書（第 6 号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しておかなければならない。

（事業遂行状況報告）

第18条 補助事業者は、補助対象事業を完了した日の属する年度の前年度から 4 年間分の普通一種免許、普通二種免許及び大型二種免許の取得者数について、知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（第 7 号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

（雑則）

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 7 月 24 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表 1（第 4 条関係）

補助対象事業	① 補助対象経費	② 補助基準額
1 教習指導員・技能検定員資格取得支援事業	教習指導員及び技能検定員の資格審査に合格した者の資格審査手数料（普通一種免許、普通二種免許又は大型二種免許の新任教習指導員課程及び新任技能検定員課程に限る。）	1 人当たりの定められた資格審査手数料の 75%×合格者数
2 運転免許教習指導員派遣研修支援事業	安全運転中央研修所の研修料、宿泊費及び食費並びに交通費（普通二種免許又は大型二種免許の新任教習指導員課程及び新任技能検定員課程に限る。）	（研修料、宿泊費及び食費） 1 人当たりの定められた研修料、宿泊費及び食費の 75%×派遣人数
		（交通費） 1 人当たりの研修に要した航空券の価格の 75%（補助上限額は 37,500 円）×派遣人数

（注）消費税及び地方消費税等仕入控除税額は、補助対象経費に含めない。